

『為替特約外貨定期預金』商品概要説明書

(2019年4月16日現在)

商品名(愛称)	為替特約付外貨定期預金(愛称名:Kiyo ジャッジメント USD)
ご利用いただける方	満20才以上の個人のお客様および法人のお客様
お取扱い通貨	米ドル
お預け入れ金額	50,000米ドル以上 (円貨・外貨のどちらからもお預入いただけます)
お預け入れ期間	1ヶ月~1年(基本3ヶ月、募集ごとに預入期間が変わります) ※預入日までの市場環境の急激な変動によっては、募集の中止やお申込みを受けてから預入日までの間にお申込みを取消させていただく場合があります。 ※自動継続の取扱いはできません。
適用金利	お預け入れ時の利率が満期日まで適用される固定金利。 ※利率は店頭にてお問い合わせください。
お利息の計算方法	10米ドルを付利単位、1年を365日として日割片端計算します。
適用相場および手数料	(1)預入相場(円貨からお預入れの場合)および満期日に円貨払出しとなった場合の払出相場は、預入日の当行公示仲値を適用します。 (2)満期日に外貨で払い出し後、外貨を円貨でお引き出しする際は、払出日の電信買相場(TTB)が適用されます。TTBは1米ドルにつき1円の為替手数料を含んでいます。 ※お預け入れ時およびお引き出し時のお取り引きに応じ手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめ提示することはできません。実際に適用される手数料や適用相場については、窓口にお問い合わせください。
預入方法	(1)「為替特約付外貨定期預金申込書(兼お客さまカード登録内容確認書兼口座振替依頼書)」にもとづき、預入日に預入資金を指定口座(円貨普通預金・当座預金、または外貨普通預金)からお引落しいたします。 (2)残高不足により指定口座からの引落しができない場合はお申込みをキャンセルし、損害金を申し受ける場合があります。 (3)指定口座はこの商品のお申込みと同一店・同一名義人口座に限ります
払出方法	満期日2営業日前東京時間午後3時の市場の為替相場(判定日相場)を基準とする判定方法によりお支払い通貨を決定し、満期日に元利金(税引き後)を一括してお支払いいたします。 (1)判定日相場がロックアウトレート(注)より円安となった場合 満期日に税引き後外貨元利金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金します。 (2)判定日相場がロックアウトレートと同値または円高となった場合 満期日に税引き後外貨元利金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金します。 (注)ロックアウトレート 満期日のお支払い通貨を決める際に基準となる為替相場で、募集ごとの預入日に決定いたします。
中途解約	原則として、お取り扱いできません。 当行がやむを得ないものと認めて中途解約を行う場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における外貨普通預金の利率により計算した利息(税引き後)を元本とともにお支払いします。 ※ただし、中途解約により生じた損害金、およびその他実際に発生した費用一切をお客さまにご負担いただきます。 ※なお、中途解約により発生する損害金等の額により、当初預入金額を大幅に下回る(元本割れとなる)可能性があります。
お申込みのキャンセル	お申込み受付後のキャンセルは、預入日の前営業日午後3時までとします。
付加できる特約事項	ございません。

お取扱店	<p>全店 (注1)(注2) (注1) 出張所・マネープラザを除きます。 (注2) 外貨現金によるお取引につきましては、取扱い店舗を一部の「外国為替取扱店」に限定しておりますので、お取引の前に取扱いの可否を銀行窓口にてお問い合わせください。また「外国為替取扱店」においても、お取引金額により、お取引をお断りさせていただく場合がございます。なお、トラベラーズチェック(T/C)によるお取引は、お取り扱いしておりません。</p>
課税区分	<p>お利息 (1)個人のお客様：源泉分離課税20.315% (国税15.315%+地方税5%) ※マル優はご利用になれません (2)法人のお客様：総合課税(非課税法人の場合は非課税) ※法制、税制および会計制度は今後変更される可能性がありますのでご了承ください。 ※詳しくは、お客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談下さい。</p>
その他	<p>(1)本商品は、円貨からのお預入れで満期日に為替特約にもとづき円貨でお支払した場合、為替損益は発生しません。よって、満期日の為替相場が預入相場より円安となっても、円安メリット(為替差益)を得ることができません。 (2)本商品は、満期日に外貨でお支払した場合、お受取りの外貨元利金を円貨に交換される際の為替相場が預入日の為替相場よりも円高に推移していれば、当初預入金額を下回る(元本割れとなる)可能性があります。 (3)本商品は、預金保険制度の対象外商品です。 (4)本商品は、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。 (5)外貨預金は、預金保険の対象外になっております。当行の信用状況に万が一の事態が生じた場合、お客様が損害を被る恐れがあります。 (6)現在、加入している認定投資者保護団体はなく、対象事業者となっている認定投資者保護団体もありません。 (7)当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>